

県議選山県郡選挙区選挙長告示第二号

令和四年四月二十四日執行の広島県議会議員山県郡選挙区補欠選挙において、候補者からの届出に係る選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和四年四月十五日

広島県議会議員補欠選挙山県郡選挙区選挙長 川 内 信 忠

一 候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじは、広島県山県郡北広島町有田一二三四番地北広島町役場四階四〇一会議室において令和四年四月二十一日午後五時四十分に行う。

二 前項により選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじは、北広島町役場四階委員会室において令和四年四月二十五日午前九時に行う。